

第 1 号議案

いぬやまスポーツコミッション規約の一部改正について

いぬやまスポーツコミッション規約（平成 30 年 2 月 20 日制定）
の一部を改正する。

令和 6 年 4 月 25 日提出

（説 明）

この案を提出するのは、運営員会及び事務局を組織する団体の名称
変更に伴い改正する必要があるからである。

いぬやまスポーツコミッション規約の一部改正

第10条第2項中「特定非営利活動法人犬山市体育協会」を「特定非営利活動法人犬山市スポーツ協会」に改める。

第13条第1項中「犬山市教育委員会教育部文化スポーツ課」を「犬山市教育委員会教育部スポーツ交流課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月25日から施行する。